

令和 6年 3月 1日

被保険者の皆様へ

タダノ健康保険組合

(押印 省略)

健康保険料率及び介護保険料率について

標題の件、去る令和 6 年2月22日に開催されました当健康保険組合の組合会にて、健康保険料率（一般保険料率及び調整保険料率）と、介護保険料率に関しまして、下記の内容にて承認されましたので、ご通知申し上げます。

記

1.健康保険料率（一般保険料率及び調整保険料率）について

■【割合の変更】■ ※) 合算した保険料率に変更はありません。

1) 令和 6年2月分（3月徴収分）までの保険料率

		一般保険料率	調整保険料率	計
負担割合	事業主	54.300 /1,000	0.700 /1,000	55.000 /1,000
	被保険者	44.400 /1,000	0.600 /1,000	45.000 /1,000
	計	98.700 /1,000	1.300 /1,000	100.000 /1,000

2) 令和 6年3月分（4月徴収分）以降の保険料率

		一般保険料率	調整保険料率	計
負担割合	事業主	54.290 /1,000	0.710 /1,000	55.000 /1,000
	被保険者	44.420 /1,000	0.580 /1,000	45.000 /1,000
	計	98.710 /1,000	1.290 /1,000	100.000 /1,000

なお、実施については例年どおり、令和 5年3月1日（令和 5年4月徴収分保険料、ただし健康保険法第3条の規定による被保険者（任意継続被保険者）については令和 5年4月納付分保険料）より適用致します。
※) 一般保険料率と調整保険料率を合算した保険料率の事業主様と被保険者様の負担割合も変更ございません。

3) 一般保険料率の区分けについて

■【割合変更あり】■

平成20年4月の法改正により、一般保険料率の区分け表示が義務付けられています。

令和5年度の当組合の「基本保険料率」と「特定保険料率」については、次のとおりとなります。

保険料率区		基本保険料率	特定保険料率	合計（一般保険料率）
負担割合	事業主	36.998 /1,000	17.320 /1,000	54.318 /1,000
	被保険者	30.272 /1,000	14.170 /1,000	44.442 /1,000
	計	67.270 /1,000	31.490 /1,000	98.760 /1,000

裏面あり

2. 介護保険料率について

■【変更なし】■

		令和 6年2月分（3月徴収分）までの保険料率	令和 6年3月分（4月徴収分）以降の保険料率	
負担割合	事業主	9.00 /1,000	事業主	9.00 /1,000
	被保険者	9.00 /1,000	被保険者	9.00 /1,000
	計	18.00 /1,000	計	18.00 /1,000

なお、実施につきましては、例年通り令和 6年3月1日(令和 6年4月徴収分保険料、ただし健康保険法第3条第4項の規定による（任意継続被保険者）については、令和 6年4月納付分保険料）より適用致します。

以 上